

令和 7 年
7 月 1 日から

建設リサイクル法第 11 条の通知の 提出方法等が変わります

➤ 変更のポイント

	変 更 前	変 更 後
提出方法	電子申請フォームのみ	電子申請フォーム、 電子メール のいずれかで提出
添付書類	以下の 5 点 ・ 工事概要が分かる資料 ・ 工程表 ・ 位置図 ・ 再生資源利用計画書 ・ 再生資源利用促進計画書	以下の 2 点に減 ・ 工事概要が分かる資料 ・ 位置図 ※単価契約で土木工作物の維持修繕、更新工事を広範囲で行う場合は、上記 2 点も省略可能です。

➤ 変更の適用日

令和 7 年 7 月 1 日

(この日以降に提出される通知が本変更の対象です)